指定管理者募集に係る質問・回答票

令和８年１１月１７日

秋田県建設部港湾空港課長

番　　号	質　問　事　項
１	冬季間における多目的広場(芝生帯)の供用についてご質問いたします。R9年度以降は条例施行規則の(使用期間)が改正され、クロスカントリーコース(ローラースキーコース)を含み、スキーコースとして供用しないものと認識しておりますが、これまで周辺地域の小学校授業に使用されている実績から、使用予約の問合せが予測されます。その際の返答はスキーコースとしての供用は行っていないとの回答でよろしいでしょうか。また、大会開催については関係者との事前協議が行われたことで、事情周知されていると存じますが、スキー授業における供用について、教育機関への事前周知は進められているものでしょうか。尚、周知活動が行われていない場合、今後の周知予定をご教示いただければ幸いです。
回　　答	ご認識のとおり、令和９年４月１日施行の条例施行規則改正により「クロスカントリースキー場」の使用期間は「４月１日から１１月３０日まで」となります。そのため、冬期間（１２月１日～翌年３月３１日）のスキーコースとしての供用は行わず、冬期以外（４月１日～１１月３０日)のローラースキーコースのみ引き続き供用いたします。 小学校等から冬期利用の問合せがあった際は、上記により「冬期のスキーコースとしての供用は終了した」旨をご回答ください。 なお、北秋田市教育委員会へは事前に周知（各学校への情報共有の依頼）を行っており、今後は県ホームページや現地掲示等により一般利用者への周知も図ってまいります。

番　　号	質　問　事　項
２	１の質問に関連しますが、スキーコースとして供用しないとは、その他の利用希望があった際においても、冬季は多目的広場（芝生帯）の供用をしないという認識となりますでしょうか。
回　　答	同規則改正により使用期間を「４月１日から１１月３０日まで」に変更するのは「クロスカントリースキー場」と「テニスコート」のみであり、多目的広場（芝生帯）は冬期間も一般の自由利用（供用）を行います（年末年始〔１２月２９日～１月３日〕を除く）。 ただし、一般の都市公園等の芝生広場と同様に「積雪状態のまま開放する」取扱いであり、冬期間の除雪や圧雪等の雪上整備は行いませんので、現状（積雪状態）のままでの自由利用が前提となります（なお、競技会等による独占利用の許可〔条例第３条第１項第４号〕は、従来どおり知事の権限です）。